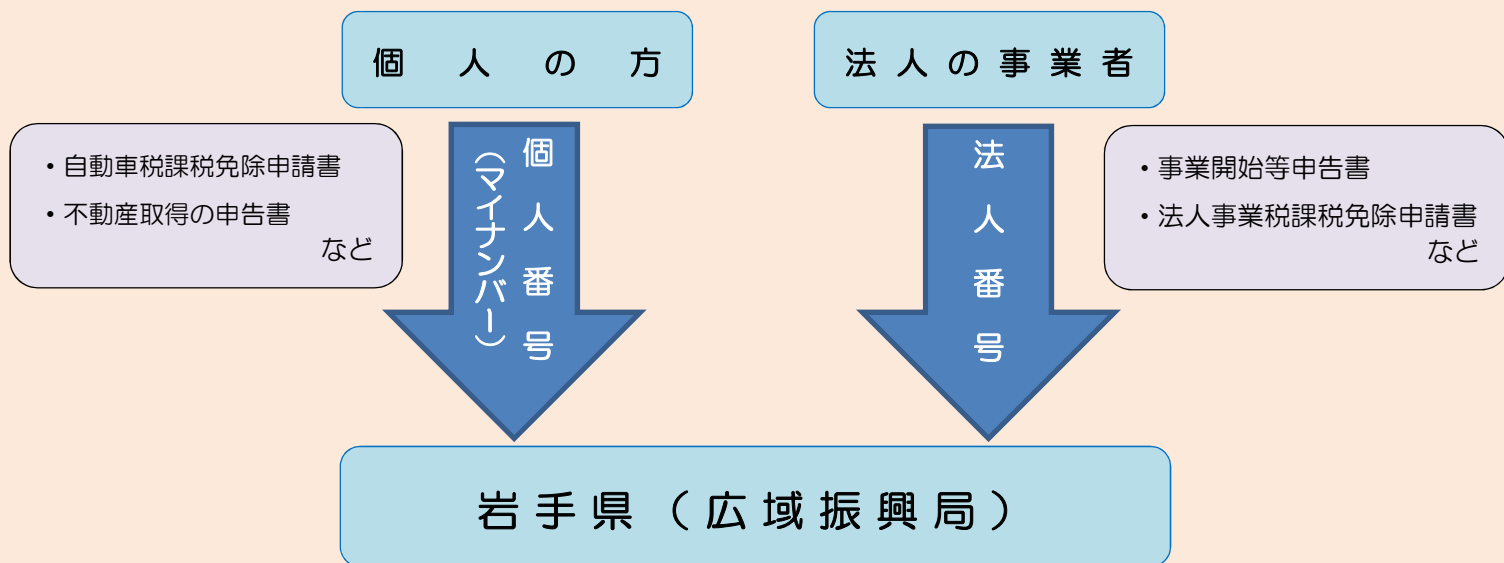


# 平成 28 年 1 月 1 日から、県税関係の申告書などにマイナンバーを記載して提出していただきます

マイナンバー制度の開始に伴い、県税関係の申告書、申請書、届出書にマイナンバー（法人の場合は法人番号）を記載することになります。



## マイナンバーを記載した申告書などを提出する際の本人確認では、番号確認と身元（実在）確認を行います

個人の方がマイナンバーを記載した申告書などを提出する際には、本人確認として、①番号確認（正しい番号であるかの確認）と②身元（実在）確認（提供を行う者が番号の正しい持ち主であることの確認）の2つの確認を行い、本人以外の者による成りすましを防止します。

番号確認、身元（実在）確認に必要な書類などは、次の表の1または2のとおりです。

	番号確認	身元（実在）確認
1	個人番号カード※1	
または		
2	通知カード※2または住民票（番号付き）など	運転免許証またはパスポートなど
例外	上記が困難な場合は、過去に本人確認のうえで作成したファイルの確認など	上記が困難な場合は、健康保険の被保険者証と年金手帳などの2つ以上の書類の提示など

※1 「個人番号カード」を提示する場合には、番号確認と身元（実在）確認がこのカードのみで可能です。

※2 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

マイナンバー制度（県税関係）に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

岩手県総務部税務課

電話 019-629-5144、019-629-5141

FAX 019-629-5149

メール [AH0004@pref.iwate.jp](mailto:AH0004@pref.iwate.jp)

